

指定管理者（県営駐車場）募集に係る質問及び回答

令和7年7月9日回答

| No. | 質問項目                  | 質問内容  | 回答  |
|-----|-----------------------|---|---|
| 1   | 納付金について               | 納付金の算定根拠をお教えてください。  | これまでの納付金の算定は、過去の実績を基礎として算定してきておりました。今回も同様に令和4年度～令和6年度の実績を基礎として、近年の物価高騰も踏まえて算定しています。                                   |
| 2   | 施設等の新設及び修繕について        | 山形県が必要に応じて実施する大規模修繕計画のうち、次期指定管理期間にて予定されている設備等の改修計画があれば、お知らせください。  | 指定管理期間（3年間）においては、山形県企業局経営戦略（令和5年3月改定）に基づき、泡消火設備等の建物附帯設備並びに在庫管理等に係る機械装置の更新を予定しています。                                    |
| 3   | 定期駐車券の発行枚数について        | 山形県営駐車場管理運営業務仕様書によると、定期駐車券の発行枚数は180台を上限とする定めがありますが、近隣の公の施設の建築に伴う駐車場利用や、冬期間の駐車を希望する方の需要に対応するためにも、上限を見直すことができないでしょうか。   | 遊学館等公共施設利用者の駐車スペースを確保するため、定期駐車券の発行枚数については、180台を上限として設定しているものです。   |
| 4   | 北側スペースの管理について（仮駐車場対応） | 山形県営駐車場管理運営業務仕様書によると、当該スペースは緊急時対応その他の業務として適正に管理することとなっておりますが、仮駐車場が5台分程度となっております。植木市や花笠まつり等の催事イベント開催時の混雑緩和対策として、県所有の近隣施設における職員駐車場の利用を制限し、その区画分を定期駐車券利用自動車区画に充てる措置を講じることは可能でしょうか。 | 山形県営駐車場管理運営業務仕様書5ページに記載のとおり、北側スペースは、県所有の近隣施設における職員駐車場等として使用させています。当該施設は、平成30年度から駐車許可基準を厳格化しており、更なる駐車場の利用制限は現時点では困難です。 |

| No. | 質問項目                  | 質問内容  | 回答  |
|-----|-----------------------|---|---|
| 5   | 北側スペースの管理について（自主事業対応） | <p>山形県営駐車場管理運営業務仕様書によると、当該スペースは緊急時対応その他の業務として適正に管理することとなっておりますが、自主事業としての地域交流イベントの開催や、社会貢献活動を実施する際、県所有の近隣施設における職員駐車場の利用を制限することは可能でしょうか。また、地域の催事イベント開催時に、飲食物や物品販売等を行ってもよろしいでしょうか。</p> | <p>前段の県所有の近隣施設における職員駐車場の利用制限については、No. 4に記載のとおりです。</p> <p>後段の北側スペースでの飲食物や物品販売等については、北側スペースの土地は村山総合支庁が管理する県有地であり、用途が駐車場のみに指定されているため、御質問のような使い方を認めることは困難です。（村山総合支庁に確認済み）</p> |